



岩手県最低賃金 30 円引き上げで 851 円の見込み

- ◆ 労働側と経営側の主張が平行線をたどり、なかなか議論がまとまらなかった中央最低賃金審議会小委員会の議論が 8 月 1 日第 5 回の会合で決着、最低賃金引上げ額目安は全国平均過去最大の 31 円（全国平均時給は現在の 930 円から 961 円に）とされました。岩手県の引き上げ額目安は 30 円（現在の時給 821 円から 851 円に）で、この目安金額を踏まえ、この後岩手地方最低賃金審議会で協議が行われるため、決定にはまだ時間がかかります。日本の最低賃金額は先進国の中では最低レベルにあると言われます。最近、日本の人件費の低さを理由に、海外の企業が日本に製造拠点を作る動きが出てきているというニュースがありました。何とも複雑な心境です。

育児・介護休業法の改正について（2022 月 10 月～）

- ◆ 今年 10 月 1 日から施行される改正育児・介護休業法のポイントについてお知らせします。
 - (1)産後パパ育休制度が創設されます
 - ① 原則として休業の 2 週間前までに申し込むことにより、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能
 - ② 分割して 2 回取得可能（ただし、初めにまとめて申し出ることが必要）
 - ③ 労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能
 - (2)育児休業が 2 回に分割して取得可能になります（取得の際にそれぞれ申し出ることが必要）この他、社会保険料の免除に関する要件も変更になり、10 月以降の育児・介護休業制度はかなり複雑なものとなります。（10 月改正に対応した個別周知・意向確認書（例）を添付しましたのでご確認ください。）

2021 年、先進国の 8 割で出生率が前年に比べ上昇する中、日本は 6 年連続の低下、出生数は過去最少の 81 万 1,604 人となっています。今回の改正によって男性の育児参加が進み、出生率が上昇することが期待されます。（ちなみに 2021 年の結婚は 50 万 1,116 組で戦後最少とのこと。コロナ禍で出会いが減少したことが影響したと言われています。いたるところにコロナの影響があるようです。）

月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げ（中小企業）

- ◆ 2023 年 4 月 1 日から、中小企業の月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が現行の 25%から 50%に引き上げとなります（大企業は 2019 年 4 月から施行済）。労使協定を結ぶことにより割増賃金支払いの代わりに有給の代替休暇を付与することも認められます。1 ヶ月の起算日（通常であれば給与計算期間の初日）から数えて 60 時間を超えたところから 50%の割増率で計算することになるため、いままで以上に時間外労働の管理が重要になります。突発的な事情によるものはやむをえないと思われますが、恒常的な長時間労働についてはその縮減に向けた取り組みが求められます。

ハラスメント問題

- ◆ 厚生労働省が 7 月 1 日に公表した「令和 3 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によりますと、全国に設置されている総合労働相談コーナー等への民事上の個別労働紛争における相談件数は、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が全相談件数 352,914 件中 86,034 件と実に 24.4%を占め、2 番目に多い「自己都合退職」に関する相談 40,501 件を大きく引き離し 10 年連続での 1 位となっています。今年 4 月から中小企業にもパワハラ相談窓口設置が義務化されましたが、ハラスメントに関する相談があった場合の相談窓口の迅速な対応、またハラスメントを起こさないための従業員教育は大変重要と言えます。当事務所では、ハラスメントに関するセミナー講師もお引き受けしておりますので、ぜひご活用下さい。